⑾中「施行令第２条の６第１項第１号に規定する事務代行先」の次に「（以下⒀までにおいて「事務代行先」という。）」を加え、「同号に規定する」を削り、同表の備考３⑾を同表の備考３⑿とし、同表の備考３⑿の次に次のように加える。

⒀　「異動事項」の「賃金の支払者」及び「事務代行先」の「個人番号又は法人番号」又は「法人番号」の欄の記載の要領は、次による。

㈠　１⑴に掲げる場合に該当して提出されたときは、同欄の「異動後」の項に、この申告書を受理した他の勤務先の長及び事務代行先の長が、当該他の勤務先に係る法第４条の２第１項に規定する同法第２条第２号に規定する賃金の支払者（以下この表において「賃金の支払者」という。）の個人番号若しくは法人番号又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号を、それぞれ付記すること。

㈡　１⑵に掲げる場合に該当して提出されたときは、同欄の「移管後」の項に、この申告書を受理した勤務先の長及び事務代行先の長が、当該勤務先に係る賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号を、それぞれ付記すること。

別表第二㈤の表の備考３⑽を同表の備考３⑾とし、同表の備考３⑼の次に次のように加える。

⑽　「異動事項」の「受入機関の営業所等」の「法人番号」の欄の記載の要領は、次による。

㈠　１⑴に掲げる場合に該当して提出されたときは、同欄の「異動後」の項に、この申告書を受理した他の金融機関の営業所等の長が、当該他の金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第２条の５第１項に定める者をいう。以下この表において「金融機関等」という。）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）を付記すること。

㈡　１⑵に掲げる場合に該当して提出されたときは、同欄の「移管後」の項に、この申告書を受理した一般の金融機関の営業所等の長が、当該一般の金融機関の営業所等に係る金融機関等の法人番号を付記すること。

別表第二㈤の表の備考４㈡中「３⑿まで」を「３⒁まで」に、「３⑽中」を「３⑾中」に、「３⑾中」を「３⑿中」に、「３⑿中」を「３⒀㈠中「法第４条の２第１項」とあるのは「法第４条の３第１項」と、「同法第２条第２号」とあるのは「前条第１項」と、３⒁中」に改める。

別表第二㈥の表中

「ふりがな		
氏名		
住所		
出国時	ふりがな	
	氏名	

	住所	

を

「ふりがな			個人
氏名	㊞		
住所			
出国時	ふりがな		個人
	氏名		
	住所		

に、

番号		
番号		

受入機関の営業所等	所在地	
	名称	
出国時の勤務先	所在地	
	名称	
出国時の賃金の支払者	所在地	
	名称	
出国時の事務代行先	所在地	
	名称	

を

「受入機関の営業所等	所在地			
	名称		法人番号	
出国時の勤務先	所在地			
	名称			
出国時の賃金の支払者	所在地			
	名称		個人番号又は法人番号	
出国時の事務代行先	所在地			
	名称		法人番号	